

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一〇四
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 一〇四
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 一〇四
- 道路の区域を変更する件 一〇五
- 道路の供用を開始する件 一〇五
- 公告 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 一〇五
- 福島県教育委員会 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 一〇五
- 福島県公安委員会 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 一〇六

告 示

福島県告示第四百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年二月二十二日救急病院として認定した。

令和五年三月三日

名称	所在地	福島県知事	内堀 雅雄
桑野協立病院	郡山市島二丁目九番一八号	認定有効期限	令和八年二月二一日
			(地域医療課)

福島県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備えて縦覧に供する。

令和五年三月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
- 四 届出年月日
令和五年二月九日
- 五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備えて縦覧に供する。

令和五年三月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆
- 二 変更しようとする事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 四百八十一台
(変更後) 四百十九台
- 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (変更前) (一) 数 二か所
- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (変更後) (一) 数 三か所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 変更しようとする年月日
- 令和五年十月十日
- 届出年月日
- 令和五年二月九日
- 届出をした者
- 東日本旅客鉄道株式会社
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
- (商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡 瀬字関下一二五番地先 から 同 郡同 村大字青 生野字大犬平五一番地 先まで	変更前 A 六・七・七 三・七・九 変更後 B 一〇・五・五 一二四・七	七、七七六・〇 八、二八五・八	八、二八五・八

(道路計画課)

福島県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字関下一 四番一地从先から 同 郡同 村大字青生野字姿平 八〇番地先まで	令和五年三月四日

(道路計画課)

福島県知事 内堀 雅雄

公 告

公告第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。

令和五年三月三日

土地改良事業を 地区名 土地改良事業の種類 施行認可の年月日 工事の完了年月日
行った者の名称
大玉土地改良区 坂下 令和三年二月十三日 令和三年九月七日 令和四年三月七日
発生地震による災害

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「聴覚障がい者」を「視覚障がい者及び聴覚障がい者」に改める。

別表福島県立視覚支援学校の項中

小学部	幼稚園
小学部	小学部

(8) 犯罪統計に関すること。

第15条の次に次の1条を加える。

(捜査支援分析室)

第15条の2 刑事総務課に福島県捜査支援分析室（以下「捜査支援分析室」という。）を附置する。

2 捜査支援分析室においては、前条第6号から第8号までの事務をつかさどる。

第31条第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 先端的な技術を用いて行われる不正な活動に関する警備情報の収集及び整理並びに当該活動の対策に関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。

第32条第6号中「に関する報告、連絡及び総合調整」を削る。

第32条の3中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第38条の2第1項中「通信指令室」を「捜査支援分析室」に改める。

別表第1いわき中央警察署の部駅前交番の項中「字田町」を「字白銀町」に改め、十五町目交番の項中「、字釜ノ内」を削る。

別表第2田村警察署の部中郷駐在所の項中「桜ヶ丘四丁目」の次に「、深作」を加え、同表会津坂下警察署の部横田駐在所の項中「大字山入、大字大塩、大字田沢、大字滝沢、大字越川のうち」を「大字大塩、大字滝沢、大字田沢、大字山入及び大字越川（」に改め、「字大川」の次に「、字下飛泥及び字永川に限る。）」を加える。

別表第4の1(2)の表中「首席術科指導員」を「首席師範」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(警 務 課)

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、令和5年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上 3月31日（金）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。